

最高裁秘書第281号

令和8年2月2日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和8年1月26日に答申（令和7年度（最情）答申第65号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（最情）諮問第19号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年8月12日（令和7年度（最情）諮問第19号）

答申日：令和8年1月26日（令和7年度（最情）答申第65号）

件名：司法研修所教官室内で共有されているマニュアルの不開示判断（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法研修所教官室内で共有されているマニュアル（最新版）（特定雑誌特定号特定ページに記載されている、A元司法研修所特定弁護教官の「教え方についても、漏れなく一定のレベルは絶対に確保されるように、事前に教官室内でマニュアルも作成しているのので、教え方についての心配はいらぬです。」という発言参照）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年6月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ存在しなかった。

本件開示申出文書を作成すべき定めはなく、司法研修所における事務処理上、本件開示申出文書の作成は必ずしも必要ではないため、現に存在しないことが不自然であるとはいえない。

また、仮に過去に作成されたことがあったとしても、最高裁判所においては、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされており（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)、同日付け秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の2の(5)）、本件開示申出文書もこれに当たるものとして適宜廃棄されたことが考えられるが、保存や廃棄の記録はなく、そもそも作成又は取得していないのか、あるいは、作成又は取得後に廃棄されたのかが判然としないため、「存在しない」との理由で不開示の判断をしたものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年8月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月24日 審議
- ④ 令和8年1月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ存在しなかったことを説明する。当委員会庶務を通じて確認した結果、最高裁判所において、「マニュアル」という名目にかかわらず、本件開示申出文書に該当し得る組織共用文書が存在しないか探索を行ったが、存在しなかったことが認められた。また、苦情申出人が摘示する雑誌記事の掲載内容からすれば、苦情申出人が摘示する発言をした教官が司法研修所において教官を務めていた期間は、本件開示申出日の10年以上前であったことが認められるから、仮に本件開示申出文書が存在したことがあったとしても、作成又は取得されてから本件開示申出日までに10年以上経過していると考えられる。さらに、前

記各通達に基づき内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは短期保有文書として適宜廃棄されるどころ、前記各通達が定められた平成24年から本件開示申出日までに10年以上経過していることからすると、仮に本件開示申出文書が存在したことがあったとしても、廃棄済みであると考えられる。これらの点からすれば、本件開示申出時において本件開示申出文書を実際に作成し、又は取得したのか否か及び作成又は取得後廃棄されたのか否か判然としなかったため、「存在しない」との理由で不開示の判断をしたものであるとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容に特段不合理な点は見当たらない。そのほかに、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕